

災害拠点病院における血液製剤の備蓄状況について

1. 調査対象医療機関

都道府県により災害拠点病院（含む救命救急センター）の指定を受けた医療機関（平成15年1月1日現在、531カ所）

2. 調査期間及び対象製剤

平成15年4月7日現在における、アルブミン製剤、グロブリン製剤および凝固因子製剤の備蓄量を調査（備蓄量を一日の使用量で除した数値）。

3. 調査方法

- ・ 広域災害・救急医療情報システムによりアンケート送付
- ・ 電子メールにて回答
- ・ 医薬局血液対策課にて集計

4. 調査結果

（回答数）

184機関

うち、有効回答数142機関

（備蓄状況）

	アルブミン製剤	グロブリン製剤	凝固因子製剤
・ 平 均	13.5	11.5	9.1
・ 標準偏差	18.6	11.8	11.2
・ 最 大	180	70	60
・ 最 小	1	1	0
・ 中央値	7.0	7.0	4.5

（目）

広域災害・救急医療情報システムについて

(目 的)

都道府県が県全域を対象とした救急医療情報センターを整備し、通常時は救急医療施設からの的確に情報を収集し、医療施設、消防本部等へ必要な情報の提供を行い、円滑な連携体制の基に、救急患者の医療を確保する。

また、災害時には医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を全国的なネットワークで行うことを目的とする。

(システムの内容)

○通常時の事業

ア 毎日定時の情報収集事業

- ・ 診療科別医師の在否
- ・ 診療科別の手術及び処置の可否
- ・ 病室の空床状況（診療科別、男女別、ICU、CCU 室等の特殊病室等）

イ 情報提供、相談事業

医療施設、消防本部及び地域住民からの問い合わせに対して適切な受入れ施設の選定、確認又は回答を行う。

○災害時の情報収集及び提供事業

ア 医療施設状況

イ 患者転送要請

ウ 医薬品等備蓄状況

エ ライフライン等状況

オ 受入患者状況

(その他)

システム導入済みの都道府県は、38か所である。（15年4月現在）

災害拠点病院について

(目 的)

下記の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- ・ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ・ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

(設置方針)

- ・ 基幹災害医療センター
原則として各都道府県に1か所設置する。
- ・ 地域災害医療センター
原則として二次医療圏に1か所設置する。

(その他)

平成15年1月1日現在の指定状況は、531病院となっている。

内訳としては、基幹災害医療センターが52病院、地域災害医療センターが484病院（基幹災害医療センターとの重複5病院を含む）である。